

月額保険料と期別保険料の関係について

国民保険は年間の保険料（12月分）を各納期（10回）に分割して、納付していただきます。

例えば、年間の保険料が12万円するとき、月々にかかる保険料（月額保険料）は1万円ですが、各納期で支払っていただく保険料（期別保険料）は1万2千円になります。このため、国民保険を脱退されると、納めていただいた保険料に過不足が生じるので、精算する必要があります。なお、納めていただく保険料は、脱退される月の前月までの保険料となります。

1. 保険料を納付していただく例

（例）12月に国民健康保険の資格がなくなり、12月期の保険料をまだ納付していない場合

資格がなくなる月の前月（11月）までの8ヵ月分の保険料（8万円）を納付していただく必要がありますが、6～11月期までの6期分の保険料は7万2千円なので、残りの8千円を12月期の保険料として納付していただきます。

月 額 保 険 料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
	納 め て い た だ く 保 険 料											
期 別 保 険 料	6月期		7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	
	1万2千円		1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	
	納 付 済 み の 保 険 料											

2. 保険料をお返しする例

(例) 12月に国民健康保険の資格がなくなり、12月期の保険料を既に納付している場合

資格がなくなる月の前月(11月)までの8ヵ月分の保険料(8万円)を納付していただく必要がありますが、6~12月期までの7期分の保険料は8万4千円なので、余った4千円をお返しします。

月額 保険料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
	納めていただく保険料											
期別 保険料	6月期		7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	
	1万2千円		1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	
	納付済みの保険料											